

入院時食事料の引き上げに関して

令和 6 年度 6 月 1 日からの診療報酬改定で、食材料費等の高騰により入院時の 1 食あたりの食費の基準額が現行の「640 円」から「670 円」に引き上げられました。それに伴い、患者様の自己負担額が下記の通り引き上げになりますのでご了承ください。

1 食あたり	現行価格	6 月 1 日より
基準額	640 円	670 円
一般所得者の 自己負担額	460 円	490 円
住民税非課税世帯の方 の自己負担額	210 円	230 円
住民税非課税かつ一定 基準に満たない 70 歳 以上の方の自己負担額	100 円	110 円

公立七戸病院 院長